

災害救助法取扱要領（令和８年６月）より抜粋

応急修理の優先順位

法による応急修理の対象は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られ、一般的に修理は、屋根、壁、床など、より緊急を要する部分から実施すべきであること。

令和元年東日本台風では、風水害等により壁や床が浸水被害により損害を被っているにもかかわらず、優先度の低いユニットバスの交換や浸水していないシステムキッチンの吊戸棚等の修理を応急修理の対象として修理したが、修理が完了しても、自宅に戻れず避難所での生活をしていたケースがあった。

応急修理制度は、修理することで、引き続き、住家で日常生活を営むことができるようにすることが法の趣旨・目的であることから、このようなことが発生しないよう留意すること。

緊急を要する床や外壁等を応急修理の対象としない等の事例が多発していることから、応急修理の優先度を次のとおり示すこととする。

都道府県又は事務委任を受けた市町村は、応急修理の内容を確認の上、緊急性の高い部位の修理を優先して行うよう被災者や修理業者に促すこと。

優先度	応急修理の緊急性の高い部位
①	壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた内・外壁の補修、壊れた床の補修
②	壊れたドア、窓等の開口部の補修
③	配管・配線の補修（上下水道管の水漏れの補修、壊れた給排水設備（換気扇などの交換）、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修）
④	壊れた衛生設備（便器・浴槽などの交換）